令 和 5 年 2 月 1 6 日 資 料 No. 1 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

子ども家庭課

#### 議案第4号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号。以下「整備法」といいます。)の施行に伴い、港区立認定こども園条例ほか10条例の規定を整備するため、これらの条例の一部を改正します。

#### 1 改正理由

こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の施行により、令和5年4月1日に、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されることとなりました。また、こども家庭庁の設置に伴う整備法の施行(令和5年4月1日)により、児童福祉法その他の関係法律について、所要の規定の整備がされます。

整備法の施行に伴い、区の条例のうち、規定の整備が必要となる11条例について、一括して条例改正を行います。

#### 2 改正する条例

1	港区立認定こども園条例
2	港区立児童発達支援センター条例
3	港区立障害保健福祉センター条例
4	港区立精神障害者支援センター条例
5	港区立障害者支援ホーム条例
6	港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例 ※令和4年第4回定例会で議決を受けて公布した一部改正条例(令和4 年港区条例第64号)の未施行の部分の改正
7	港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例
8	港区保育の実施に関する条例
9	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例
10	港区子ども・子育て会議条例
11	港区立幼稚園の保育料に関する条例

#### 3 改正の概要

- (1) 各条例で引用している児童福祉法等の用語を変更します。
  - 例)厚生労働大臣 → 内閣総理大臣 厚生労働省令 → 内閣府令
- (2)各条例で引用している子ども・子育て支援法及び学校教育法の条項番号を変更します。

#### 4 施行期日

令和5年4月1日

#### 令和5年2月16日資料No.1-2 保健福祉常任委員会

す

る

条

例

新

旧

対

照

表

目

次

ピ

も

家

庭

庁

設

置

法

0)

施

行

に

伴

う

関

係

法

律

0)

整

備

に

関

す

る

法

律

0)

施

行

に

伴

う

関

係

条

例

の整

理

に

関

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ 港 港 港 港 港 港 港 港 条 関 港 港 港 港 区 区 区 区 区 関 区 係 区 区 区 区 区 区 係) 立 子 特 子 立 立 立 立 立 条 保 立 ど سلح 幼 例 定 育 障 障 精 障 児 認 稚 も 第 教 も 害 害 神 害 定 0) 童 粛 育 実 0) 者 者 障 保 発 ど 子 + 0) 施 た グ 支 害 健 達 育 援 支 保 八 保 に め ル 者 福 も 号 育 T 育 関 0 1 ホ 支 祉 援 袁 援 料 会 施 プ す 教 1 セ セ 条 に 議 る 育 ホ ン ン 例 設  $\Delta$ セ 関 第 条 条 及 条 ン タ タ 1 す 例 九 び 例 保 A 例 タ 1 1 平 特 成 る 条 育 条 1 条 条 平 関 平 条 定 昭 給 例 条 例 例 例 成 地 付 成 例 十 係 和 の 域 認 平 平 七 六 三 十 十 平 昭 型 十 部 成 成 年 定 和 五 保 等 を 年 成 港 九 三 十 年 改 年 育 年 に 港 区 + 十 港 事 関 区 港 年 条 港 正 区 業 す す 港 例 区 条 七 区 年 条 0) 条 る る 例 年 条 区 第 港 例 運 例 条 条 第 港 例 条 三 第 例 三 例 + 区 営 第 例 区 第 + 条 に 七 条 五 第 五 + 関 三 三 号 平 令 例 十 号 例 十 第 九 和 号 第 六 す 成 号 + 号 る 四 十 号 第 十 四 第 年 基 号 準 六 号 港 第 八 第 を 条 区 第 条 年 五 第 定 関 港 関 十 条 条 三 例 関 第 条 区 第 条 め 係 係 十 関 る 第 四 関 条 条 係 係 条 例 六 条 係 関 条 例 十 関 第 係 関 四 係 三 係 平 十 号 成 号 +第 六 六 第 年 七 条 9 1 6 4 34 33 18 16 1513 11

# 港区立認定こども園条例新旧対照表(第一条関係)

(前略)	(前略)
(入園できる者)	(入園できる者)
第五条 認定こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる要件のい	第五条 認定こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる要件のい
す れ か を 満 た す 子 と も と す る	す オ カ を 満 た す 子 と も と す る
保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法(平成二十	40
	発第一項第二号又よ第三号こ掲げる小学交式学前子どものいずれ  四年法律第六十五号)第二十条第一項の規定により「同法第十九
当する旨の認定を受け、かつ、港区内に居住し、又は勤務してい	かに該当する旨の認定を受け、かつ、港区内に居住し、又は勤務
ること。	していること。
二 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法第二十条第	二 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法第二十条第
一項の規定により、同法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子	一項の規定により、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就
どもに該当する旨の認定を受け、かつ、子ども及びその保護者が	学前子どもに該当する旨の認定を受け、かつ、子ども及びその保
港区内に居住していること。	護者が港区内に居住していること。
(基本保育の実施)	(基本保育の実施)
第六条 区長は、前条に定める要件を満たす者のうち、子ども・子育	第六条 区長は、前条に定める要件を満たす者のうち、子ども・子育
て支援法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに	て支援法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子

該当する子どもに対し、基本保育を実施する。

2 · 3 (略)

育に係る給食費」という。)を徴収する。 子どもの扶養義務者から、別表第三に定める給食費(以下「基本保力条第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)について、当該4 区長は、基本保育を実施した子ども(子ども・子育て支援法第十

5 (略)

(中略)

(幼児教育の実施)

子どもに対し、幼児教育を実施する。 第八条 区長は、第五条に定める要件を満たす者のうち、次に掲げる

らり、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日から、一様では、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本の

日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるどもに該当する子どもであって四歳に達する日後の最初の四月一二 子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子

もの

どもに該当する子どもに対し、基本保育を実施する。

2 · 3 (略)

4

本保育に係る給食費」という。)を徴収する。当該子どもの扶養義務者から、別表第三に定める給食費(以下「基九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)について、区長は、基本保育を実施した子ども(子ども・子育て支援法第十

5 (略)

(中略)

(幼児教育の実施)

子どもに対し、幼児教育を実施する。第八条 区長は、第五条に定める要件を満たす者のうち、次に掲げる

にあるもの四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間学前子どもに該当する子どもであって四歳に達する日後の最初の一子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就

にあるもの 四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間 学前子どもに該当する子どもであって四歳に達する日後の最初の二 子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就二

この条例は、令和五年四月一日から施行する。 付 則	(後略)	2~6 (略)
	(後略)	2~6 (略)

# 港区立児童発達支援センター条例新旧対照表(第二条関係)

総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当二 障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する内閣	用費	ロ 法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要する一きは、当該現に事業に要した費用の額)	に要した費用の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるとが定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業	イ 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣	一 障害児通所支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額	業の利用に係る料金として支払わなければならない。	号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事	者は、第十一条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各	第八条 前条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する	(利用料金)	(前略)	改正案
労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当二 障害児相談支援 法第二十四条の二十六第二項に規定する厚生	る費用の額 費用その他の日常生	ロ 法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供に要するきは、当該現に事業に要した費用の額)	に要した費用の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるとが定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業	イ 法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣	一 障害児通所支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の合計額	業の利用に係る料金として支払わなければならない。	号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターの事	者は、第十一条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の各	第八条 前条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用する	(利用料金)	(前略)	現行

この条例は、令和五年四月一日から施行する。付一則	(後略)	<ul><li>2 (略)</li><li>2 (略)</li><li>2 (略)</li></ul>
	(後略)	2 (略)

# 港区立障害保健福祉センター条例新旧対照表(第三条関係)

》[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	
改 正 案	現
(前略)	(前略)
(利用料金)	(利用料金)
第十条 第八条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用す	第十条 第八条の規定により契約を締結し、センターの事業を利用す
各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターのる者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の	各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンターのる者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の
- 也或目炎友爰	1.也或目炎友爰(去筲豆ト1条の十9筲三頁こ見宅する孠E労動事業の利用に係る料金として支払わなければならない。
が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に	大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事
要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)	業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用
	の額)
二 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する主務大臣	二 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働
が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に	大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事
要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)	業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用
	の額)
三 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定	三 障害児相談支援 児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定
する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額	する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額
が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業	が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業

五 イ 額 超 当 総 放 定 は 住 に の i え 該 理 児 課 め 創 若 法 事 額 。

に要した費用の額)

ロに掲げる費用の額の合計額 生活介護、短期入所、自立訓練及び就労継続支援 次のイ及び

に事業に要した費用の額)の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用イ 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準

定める費用の額は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令では割作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用、居口法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居口

放課後等デイサービス
次のイ及びロに掲げる費用の額の合計

超えるときは、当該現に事業に要した費用の額) | 当該事業に要した費用の額(ロに掲げる費用の額を除く。)を| 総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に| 児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣

定める費用の額に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令でいてのでの登開をの他の日常生活に要する費用のうち内閣府令では、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供

に要した費用の額)

四

口に掲げる費用の額の合計額生活介護、短期入所、自立訓練及び就労継続支援、次のイ及び

該現に事業に要した費用の額)
費用の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める

令で定める費用の額は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用、居法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居

口

放課後等デイサービス(次のイ及びロに掲げる費用の額の合計

額

五.

超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)
当該事業に要した費用の額(口に掲げる費用の額を除く。)を労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に「児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生」

令で定める費用の額 に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省 児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する食事の提供

2

2

(略)

(略)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。	付 則	(後略)
		(後略)

# 港区立精神障害者支援センター条例新旧対照表(第四条関係)

改正案	現行
(前略)	(前略)
(利用料金)	(利用料金)
第八条 第七条の二の規定により契約を締結し、センターの事業を利	第八条 第七条の二の規定により契約を締結し、センターの事業を利
用する者は、第十三条第二項の規定による指定を受けた者に対し、	用する者は、第十三条第二項の規定による指定を受けた者に対し、
ーの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンタ	ーの事業の利用に係る料金として支払わなければならない。 次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額をセンタ
一 短期入所及び就労継続支援 次のイ及び口に掲げる費用の額の	一 短期入所及び就労継続支援 次のイ及びロに掲げる費用の額の
合計額	合計額
イ 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準	イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める
により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用	基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した
の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現	費用の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当
に事業に要した費用の額)	該現に事業に要した費用の額)
ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居	ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居
住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又	住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又
は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で	は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省
定める費用の額	令で定める費用の額

この条例は、令和五年四月一日から施行する。  付 則	(後略)	二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額(その額が現に当該事業にで要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額(その額)
	(後略)	二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働    三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働    三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働    大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)   本る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額。   本る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額に対した費用の額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額)を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を

# 港区立障害者支援ホーム条例新旧対照表(第五条関係)

定める費用の額	は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で	住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又	ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居	に事業に要した費用の額)	の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当該現	により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用	イ 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準	費用の額の合計額	一 施設入所支援、生活介護及び短期入所 次のイ及び口に掲げる	の事業の利用に係る料金として支払わなければならない。	各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を支援ホーム	る者は、第十二条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の	第九条   前条の規定により契約を締結し、支援ホームの事業を利用す	(利用料金)	(前略)	改正案	
令で定める費用の額	は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省	住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又	ロ 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居	該現に事業に要した費用の額)	費用の額(口に掲げる費用の額を除く。)を超えるときは、当	基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した	イ 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める	費用の額の合計額	一 施設入所支援、生活介護及び短期入所 次のイ及び口に掲げる	の事業の利用に係る料金として支払わなければならない。	各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を支援ホーム	る者は、第十二条第二項の規定による指定を受けた者に対し、次の	第九条 前条の規定により契約を締結し、支援ホームの事業を利用す	(利用料金)	(前略)	現行	·

後時	この条例は、令和五年四月一日から施行する。  (後略)
2 (略) の額)	2 (略)
業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する厚生労働の名)	要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に三 計画相談支援 法第五十一条の十七第二項に規定する主務大臣
業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用 大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する厚生労働	要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に二 地域相談支援 法第五十一条の十四第三項に規定する主務大臣

# 港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例(令和四年港区条例第六十四号)新旧対照表

## (第六条関係)

若しくは帯在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は割二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住	費用の額)	えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要した	の利用に要した費用の額(次号に掲げる費用の額を除く。)を超	より算定した費用の額(その額が現に共同生活援助又は短期入所	一 法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準に	料金」という。)として支払わなければならない。	額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金(以下「利用	次条において「指定管理者」という。)に対し、次に掲げる費用の	業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者(	第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事	(利用料金)	第九条から第十二条までを次のように改める。	(前略)		E.
若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住	した費用の額)	を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要	入所の利用に要した費用の額(次号に掲げる費用の額を除く。)	準により算定した費用の額(その額が現に共同生活援助又は短期	一 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基	料金」という。) として支払わなければならない。	額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金(以下「利用	次条において「指定管理者」という。)に対し、次に掲げる費用の	業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者(	第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事	(利用料金)	第九条から第十二条までを次のように改める。	(前略)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

この条例は、令和五年四月一日から施行する。  付 則	(後略) (後略)	第十一条及び第十二条 削除 第十一条及び第十二条 削除 第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、 第第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、 第十年 第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、 第十年 第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。)を減額し、 第一 第一条及び第十二条 削除 第十一条及び第十二条 削除 (利用料金の減免等)
	(後略)	第十一条及び第十二条 削除

港区子どものための教育・保育給付認定第	保育給付認定等に関する条例新旧対照表(第七条関係)
改正案	現行
(前略)	(前略)
(教育・保育給付認定)	(教育・保育給付認定)
に応じ、法第二十条第一項の規定による認定を行うものとする。 第三条 区長は、法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分	る。 の区分に応じ、法第二十条第一項の規定による認定を行うものとす第三条 区長は、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども
の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すると認められる校就学前子どもの区分に該当する旨の認定は、小学校就学前子ども2 前項の場合において、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学	子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すると認める小学校就学前子どもの区分に該当する旨の認定は、小学校就学前2 前項の場合において、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げ
一~十二 (略) ときに行うものとする。	一~十二 (略) られるときに行うものとする。
(後略)	(後略)
この条例は、令和五年四月一日から施行する。付り	

# 港区保育の実施に関する条例新旧対照表(第八条関係)

ま・子育で支援去第十九条第二号で掲げる小学交式学前子どよって限しまり、おいて、第二条による保育の実施を行つたときは、当該児童(子ど おい港区条例第十二号)第二条で定める保育園をいう。以下同じ。)に 港区第三条の二 区長は、区立保育園(港区立保育園条例(平成二十三年 第三条(給食費の徴収)	(中略) (中略)	(前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略)	改 正 案	海区代育の写放に関で考め第二文明君(質/多関位)
も・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どおいて、第二条による保育の実施を行つたときは、当該児童(子ど港区条例第十二号)第二条で定める保育園をいう。以下同じ。)に第三条の二 区長は、区立保育園(港区立保育園条例(平成二十三年(給食費の徴収)	中)	に行うものとする。 三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受けた場合一項の規定により、原則として、同法第十九条第一項第二号又は第子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第2二条 保育の実施基準)	現行	1. 文明者(答子多限传)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。 付 則	(後略)	という。)の額を徴収する。
	(後略)	食費」という。)の額を徴収する。

第四条 (利用定員) (前略) 二幼稚園 学校就学前子どもの区分にあっては、 のとする。 前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるも 用定員を定めるものとする。ただし、 区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表 区分 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の 及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分 保育所 認定こども園 (略) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの 改 正 法第十九条第三号に掲げる小 満一歳に満たない小学校就学 案 第四条 2 (前略) (利用定員) 三 二幼稚園 めるものとする。 校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定 げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学 用定員を定めるものとする。 区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利 の区分 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の の区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分 どもの区分 保育所 認定こども園 (略) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子 現 ただし、法第十九条第一項第三号に掲 行 (第九条関係)

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 (略)

度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認めらる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合において成別で、当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第二項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十位、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の経故、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の経故、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の経故、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の経数を超える場合において、当該特定を受ける必要性が高いと認めらませ、当該特定を受ける必要性が高いと認めらる。以下の必要性が高いと認めらる。以下の必要性が高いと認めらる。以下の必要性が高いと認めらる。以下の必要性が高いと認めら

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 (略)

要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと 項及び次条第二項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十 等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を 項において同じ。)は、 おいては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必 る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合に の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第二号又は第三号に掲げ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号又は第三号 九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び 特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針 においては、 保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲 現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この 抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該 利用の申込みに係る法第十九条第一項第

3

4 · 5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 (略)

(受給資格等の確認)

付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。 教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する 教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する 場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、 第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた

(中略)

(利用者負担額等の受領)

選考するものとする。認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、

4 · 5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 (略)

限り協力しなければならない。 場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対している。

受給資格等の確認)

保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。 装第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・ 場合は、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する 場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、 第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた

(中略)

(利用者負担額等の受領)

#### 第十三条 (略)

2 · 3

費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができ 育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教 (略)

一・二 (略)

食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

る副食の提供 割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満である者に対す のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給 付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得 次の①又は②に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子ども

- (1)教育・保育給付認定子ども
  七万七千百一円 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
- (2)教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子ども あっては、 条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に 子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四 を除く。口②において同じ。) 五万七千七百円(子ども・ 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 七万七千百一円)
- 口 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子ども

#### 第十三条 (略)

2 3 (略)

費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができ 育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教

る。

一・二 (略)

食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

る副食の提供 割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満である者に対す 付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得 のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給 次の①又は②に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子ども

- (1)当する教育・保育給付認定子ども
  七万七千百一円 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該
- (2)子どもを除く。口⑵において同じ。) 五万七千七百円(子 第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護 ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号) 当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定 者にあっては、七万七千百一円) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該
- 口 次の①又は②に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子ども

部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。 も(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学 該当するものを除く。) のうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ど れ(1)又は(2)に定める者に該当する者に対する副食の提供(イに 口において同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞ 以下

- (1)教育・保育給付認定子ども 長者である者を除く。)である者 校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 負担額算定基準子ども又は小学
- (2)教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのう ち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

略)

四 · 五 (略)

5 6 (略)

(中略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応

> 該当するものを除く。) れ(1)又は(2)に定める者に該当する者に対する副食の提供(イに 口において同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞ 部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下 のうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ど (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学

も

- (1)当する教育・保育給付認定子ども 目の年長者である者を除く。)である者 は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該 負担額算定基準子ども又
- る者 当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そ のうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)であ 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該

(2)

ハ (略)

四 · 五 (略)

5 6 (略)

(中略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、 次の各号に掲げる施設の区分に応

ればならない。 の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなけじ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども

#### •二 (略)

幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)十六号)第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二

#### 四 (略)

2

(略)

(中略)

(運営規程)

要事項について、規程を定めなければならない。第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営に関する重

#### 一~三 (略)

提供を行わない日ては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっ四「特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一号に掲げる小四

### 五~十一 (略)

ればならない。の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなけじ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども

#### 一・二 (略)

の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二

#### 四 (略)

2 (略)

#### (中略)

運営規程)

要事項について、規程を定めなければならない。第二十条「特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営に関する重

#### | 〜三 (略)

並びに提供を行わない日 にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間 げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲

## 五~十一 (略)

(中略)

ļ

(特別利用保育の基準)

| は、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければなは、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければなする教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合で同じ。) が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条におい

- 学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 常二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特別利用保育を提供する 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する 2
- 六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。3 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供す

3

(中略)

(特別利用保育の基準)

- とする。 とする。 とする。
- 六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第例施設型給付費(法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供す

利用保育を受ける者を含む。)」とする。 この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども 育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教 る額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定 子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げ 第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 又は幼稚園に限る。 に該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条 定教育・保育施設 合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定こども園 (特別利用保育を受ける者を除く。)」と、 (特別利用保育を提供している施設に限る。 以下この項において同じ。)」とあるのは「特 同号口(2)中 「教育・保 以下

(特別利用教育の基準)

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該る場合は、当該特別利用教育に係る法第十九条第二号に掲げる小学2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す

利用保育を受ける者を含む。)」とする。 村田保育を受ける者を含む。)」とする。 利用保育を受ける者を含む。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「時別利用保育を提供している施設に限る。以下に該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同号又は同項第二号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

特別利用教育の基準)

ければならない。

する場合は、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供に該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供て同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条におい

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及る場合は、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げ、特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す

2

小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四特定教育・保育施設を現に利用している同条第一号に掲げる小学校

3 教育を受ける者を除く。)」とする。 付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用 別利用教育を受ける者を含む。)」と、 育給付認定子ども」とあるのは、 あるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準 と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」と 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」 子どもの総数」とあるのは「法第十九条第一号又は第二号に掲げる 第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第十九条 る小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 て、 項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合におい 特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第六条第三 する場合は、 により算定した費用の額」と、 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供 第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げ 特定教育・保育に特別利用教育を、 同条第四項第三号口(1)中 「教育・保育給付認定子ども(特 同号口2)中「教育・保育給 施設型給付費には 「教育・保 3

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

とする。 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないもの第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第一号に掲げる

号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは する場合は、 付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。 保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、 項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」 とあるのは、 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の 育給付認定子どもの総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第 第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、 に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係 て、 項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合におい 特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、 「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供 第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号 特定教育・保育に特別利用教育を、 「法第十九条第一 本章(第六条第三 施設型給付費には 同条第四 「教育・

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

# 第一節 利用定員に関する基準

#### (利用定員)

## 第三十七条 (略)

2 利用定員)を、 ごとに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る の監護する小学校就学前子ども)及びその他の小学校就学前子ども 済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。) 第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共 小学校就学前子ども、共済組合等 ては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する 前子ども 内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学 る労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所 に関する基準を定める条例第四十四条の規定を踏まえ、その雇用す 業を行う事業所にあっては、港区家庭的保育事業等の設備及び運営 域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第十九条第 三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事 小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地 (当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっ 満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上 (児童福祉法第六条の三第十二項 2

第一節 利用定員に関する基準

#### (利用定員)

#### オ月 気重/

第三十七条

(略)

る。 前子どもに係る利用定員)を、 び運営に関する基準を定める条例第四十四条の規定を踏まえ、その 保育事業を行う事業所にあっては、港区家庭的保育事業等の設備及 域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、 もと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとす 前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学 いう。)の監護する小学校就学前子ども)及びその他の小学校就学 ては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員を 十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっ 護する小学校就学前子ども、 にあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監 校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るもの 事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学 雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該 項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内 特定地域型保育事業者は、 共済組合等 特定地域型保育の種類及び当該特定地 満一歳に満たない小学校就学前子ど (児童福祉法第六条の三第 法第十九条第

(中略)

(中略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

## 第三十九条 (略)

#### 3 · 4 (略)

#### (中略

## (特別利用地域型保育の基準)

運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければなら用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

## 第三十九条 (略)

#### 3 · 4 (略)

#### (中略)

## 、特別利用地域型保育の基準)

ばならない。 「はならない。 「はない。 「はない。 では、 はない。 はな。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を超えないものとする。

2

- 3 歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以 る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、 第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含 て準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。) ぞれ含むものとして、この節 例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それ 域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第三十条第一項の特 を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地 下この節において同じ。)」とあるのは「法第十九条第一号又は第 に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係 いて、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育 次条第三項において同じ。)の規定を適用する。この場合にお (第四十条第二項を除き、前条におい 「満三 3
  - 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項といる。)の総数が、第三十七条第二項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育事業所を現に利用している同項第三年どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三年どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三年がもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により特別利用地域型保育を発出する。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定めら、当該特別利用地域型保育を発出する。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定めら、当該特別利用地域型保育を発出する。
- を除く。 第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込 いて、 第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含 ぞれ含むものとして、この節(第四十条第二項を除き、前条におい 域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第三十条第一項の特 を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地 と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子ども みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数 む。次条第三項において同じ。)の規定を適用する。この場合にお て準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。 例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それ 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育 第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項 以下この節において同じ。)」とあるのは 「法第十九条第

び食事の提供(第十三条第四項第三号イ又は口に掲げるものを除く。) とする に要する費用」 あるのは「前二項」と、 項中「前二項」とあるのは「前項」と、 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の 保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第二項中「法第二十九条 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・ 育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者 に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教 方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等 るよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用でき 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性 もを含む。)」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど にあっては、 ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合 三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 (特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学 当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二 と、 同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」 「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及 同条第四項中「前三項」と 同条第三

(特定利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学

第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教 関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、 けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に 各項」とあるのは「前三項」 又は口に掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第五項中「前 とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第十三条第四項第三号イ 同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」 した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、 同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは 育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、 九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第十 どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子 定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第二十条第四項の規 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる 保育給付認定子ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育 「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定 項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・ とする。 「抽選、申込みを受

特定利用地域型保育の基準)

| 第五十二条 | 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げ

ない。 運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければなら用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を 2 を超えないものとする。

3

ばならない。 備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなけれ特定利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し

- れた利用定員の数を超えないものとする。 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項あっては、当該特別利用地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第一項提供する場合は、当該特定利用地域型保育を持定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育をれた利用定員の数を超えないものとする。
- 付認定保護者に限る。)」と、同条第二項中「法第二十九条第三項付認定保護者に限る。)」と、同条第二項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育を、地を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地を提供する場合は、特定地域型保育の規定により特定利用地域型保育特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育

(後略) が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる この条例は、 口に掲げるものを除く。)に要する費用」とする。 以上保育認定子どもをいう。)に係る第十三条第四項第三号イ又は 三歳以上保育認定子ども(令第四条第一項第二号に規定する満三歳 育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保 に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣 付 則 令和五年四月一日から施行する。 (後略) 第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総 型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及 げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域 理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲 又は口に掲げるものを除く。)に要する費用」とする。 三歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第十三条第四項第三号イ び満三歳以上保育認定子ども(令第四条第一項第二号に規定する満

港区子ども・子育て会議条例新旧対照表(第十条関係)

文 下 案	第一文明等(多一《唐代)
	(設置)
	第一条 港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図る
「法」という。)第七十二条第一項の規定に基づき、港区子ども・大め、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下	「法」という。)第七十七条第一項の規定に基づき、港区子ども・ため、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下
子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。	子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。
(後略)	(後略)
付 則	
この条例は、令和五年四月一日から施行する。	

# 港区立幼稚園の保育料に関する条例新旧対照表(第十一条関係)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。  付 則	(後略)	認定を受けていること。 認定を受けていること。 認定を受けていること。 認定を受けていること。 認定を受けていること。 認定を受けていること。 認定を受けていること。 認定を受けていること。 認定を受けていること。	改正案
	(後略)	(入園できる者) (入園できる者)	現行

#### 条例中の用語の変更及び引用している関係法令の条項番号の変更

改正する条例			
1		改正する条例	条例中の用語の変更及び引用している関係法令の条項 番号の変更
1 条例 「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 2 港区立児童発達支援 「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「内閣府令」 3 港区立障害保健福祉 センター条例 「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務省令」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務省令」			
2 港区立児童発達支援 「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「内閣府令」 3 港区立障害保健福祉 「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務省令」  港区立障害者ブループホーム条例 港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例 港区子どものための み育・保育給付認定等「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務省令」  「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務省令」  「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務省令」 「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「第19条名号」「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 → 「第19条第2号」 → 「第19条第1項第2号」 → 「第19条第1号」「第19条第1項第2号」 → 「第19条第1号」「第19条第1項第3号」→「第19条第1号」「第19条第1項第3号」→「第19条第1号」「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」学校教育法「第25条」→「第25条第1項」 → 「第25条第1項」 → 「第25条第1項」 → 「第25条第1項」 → 「第25条第1項」 → 「第72条第1項」 → 「第2条第1項」 → 「第2条第2条第1項目 → 「第2条第1項目 → 「第2条第3) →	1		
2   センター条例			「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」
センター条例	2		
2		センター条例	「厚生労働省令」→「内閣府令」
センター条例	3		
4 接センター条例 5 港区立障害者支援ホーム条例		センター条例	「厚生労働省令」→「主務省令」又は「内閣府令」
接区立障害者支援ホーム条例	4	港区立精神障害者支	「厚生労働大臣」→「主務大臣」又は「内閣総理大臣」
5		援センター条例	「厚生労働省令」→「主務省令」
一	5	港区立障害者支援ホ	「厚生労働大臣」→「主務大臣」
6       プホーム条例の一部を改正する条例       「厚生労働省令」→「主務大臣」「厚生労働省令」→「主務省令」         7       港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例       子ども・子育て支援法「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 子ども・子育て支援法「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 子ども・子育て支援法「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」「第19条第1項第2号」→「第19条第1号」「第19条第1項第2号」→「第19条第1号」「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」学校教育法「第25条」→「第25条第1項」 子ども・子育て支援法「第77条第1項」→「第72条第1項」 子ども・子育て支援法「第77条第1項」→「第72条第1項」		ーム条例	「厚生労働省令」→「主務省令」
<ul> <li>プホーム条例の一部を改正する条例</li> <li>港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例</li> <li>港区保育の実施に関する条例</li> <li>港区保育の実施に関する条例</li> <li>港区保育の実施に関する条例</li> <li>港区保育の実施に関する条例</li> <li>学ども・子育て支援法「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」子ども・子育て支援法「第19条第1項各号」→「第19条第2号」子ども・子育て支援法「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」「第19条第1項第2号」→「第19条第1号」「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」学校教育法「第25条」→「第25条第1項」</li> <li>港区子ども・子育て会議条例</li> <li>港区立幼稚園の保育</li> <li>プボーム条例の一部を改正する条例</li> </ul>		港区立障害者グルー	「厚生労働士氏」→「主殺士氏」
<ul> <li>を改正する条例</li> <li>港区子どものための 子ども・子育て支援法</li> <li>7 教育・保育給付認定等 に関する条例</li> <li>一 港区保育の実施に関する条例</li> <li>子ども・子育て支援法</li> <li>「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」</li> <li>子ども・子育て支援法</li> <li>「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」</li> <li>子ども・子育て支援法</li> <li>「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」</li> <li>「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」</li> <li>「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」</li> <li>「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」</li> <li>「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」</li> <li>「第25条」→「第25条第1項」</li> <li>お区子ども・子育て会議条例</li> <li>お区立幼稚園の保育</li> <li>子ども・子育て支援法</li> <li>「第77条第1項」→「第72条第1項」</li> </ul>	6	プホーム条例の一部	
7 教育・保育給付認定等 「第19条第1項各号」→「第19条名号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」		を改正する条例	「厚生労働省令」→「土務省令」
<ul> <li>に関する条例 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」</li> <li>港区保育の実施に関する条例 子ども・子育て支援法 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 子ども・子育て支援法 「第19条第1項各号」→「第19条第1号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」 学校教育法 「第25条」→「第25条第1項」</li> <li>港区子ども・子育て会議条例 「第25条第1項」 →「第72条第1項」</li> <li>港区立幼稚園の保育 子ども・子育て支援法</li> </ul>		港区子どものための	子ども・子育て支援法
8 港区保育の実施に関する条例 子ども・子育て支援法 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 子ども・子育て支援法 「第19条第1項各号」→「第19条各号」 「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」 学校教育法 「第25条」→「第25条」→「第25条第1項」 10 港区子ども・子育て会議条例 「第77条第1項」→「第72条第1項」 11 港区立幼稚園の保育 子ども・子育て支援法	7	教育·保育給付認定等	「第19条第1項各号」→「第19条各号」
8 する条例 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 子ども・子育て支援法 「第19条第1項各号」→「第19条各号」 「第19条第1項各号」→「第19条第1号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」 「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」 学校教育法 「第25条」→「第25条第1項」  10 港区子ども・子育て会議条例 「第77条第1項」→「第72条第1項」  本区立幼稚園の保育 子ども・子育て支援法		に関する条例	「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」
する条例	0	港区保育の実施に関	子ども・子育て支援法
7	٥	する条例	「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」
<ul> <li>港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</li> <li>10 港区子ども・子育て会議条例</li> <li>「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」「第19条第3号」が第19条第3号」が表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別である。</li> <li>「第25条」→「第25条第1項」</li> <li>子ども・子育て支援法で表別で表別である。</li> <li>「第77条第1項」→「第72条第1項」</li> <li>港区立幼稚園の保育で表別で表別で表別である。</li> </ul>			子ども・子育て支援法
<ul> <li>港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</li> <li>10 港区子ども・子育て会議条例</li> <li>「第19条第1項第2号」→「第19条第2号」「第19条第3号」が第19条第3号」が表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別である。</li> <li>「第25条」→「第25条第1項」</li> <li>子ども・子育て支援法で表別で表別である。</li> <li>「第77条第1項」→「第72条第1項」</li> <li>港区立幼稚園の保育で表別で表別で表別である。</li> </ul>			「第19条第1項各号」→「第19条各号」
9 設及び特定地域型保 育事業の運営に関す る基準を定める条例 「第19条第1項第2号」→「第19条第3号」 「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」 学校教育法 「第25条」→「第25条第1項」 10 港区子ども・子育て会 議条例 「第77条第1項」→「第72条第1項」 11 港区立幼稚園の保育 子ども・子育て支援法			「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」
<ul> <li>育事業の連宮に関する基準を定める条例</li> <li>「第19条第1項第3号」→「第19条第3号」 学校教育法 「第25条」→「第25条第1項」</li> <li>10 港区子ども・子育て会議条の</li> <li>お名子でも・子育で支援法</li> <li>「第77条第1項」→「第72条第1項」</li> <li>11 港区立幼稚園の保育 子ども・子育で支援法</li> </ul>	9		
学校教育法   「第25条」→「第25条第1項」   10   港区子ども・子育て会   議条例   子ども・子育て支援法   「第77条第1項」→「第72条第1項」   11   港区立幼稚園の保育   子ども・子育て支援法			
「第25条」→「第25条第1項」  10 港区子ども・子育て会 子ども・子育て支援法 議条例 「第77条第1項」→「第72条第1項」  11 港区立幼稚園の保育 子ども・子育て支援法	る基準を定	る基準を定める余例	
10   議条例   「第77条第1項」→「第72条第1項」   港区立幼稚園の保育   子ども・子育て支援法			
議条例 「第77条第1項」→「第72条第1項」 港区立幼稚園の保育 子ども・子育て支援法	1.0	港区子ども・子育て会	子ども・子育て支援法
	10	議条例	「第77条第1項」→「第72条第1項」
11   料に関する条例	1 1	港区立幼稚園の保育	子ども・子育て支援法
	11	料に関する条例	「第19条第1項第1号」→「第19条第1号」